訓

令

## 四年四月十五日第三種郵便物認可火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

第二条 (公文の種類) 公文の種類は、

鳥取県公文規程

第一条 (総則)

鳥

取

県

公

文 規

程

との規程の定めるところによる。 県における公文例式は、別に定めるものの K か

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

次の各号に掲げるとおりとする。

\_ 規 地方自治法第十五条の規定により制定す 号)第十四条の規定により制定するもの

告 示 法令に基き管内一般又はその の事項を公示するもの 部に一定

甲

機、

 $\equiv$ 

類 庁

陸 地

運 方

事

務

所

関 関 局

四

令

庁中、所属官公署又はその長に対する指

告 告示以外で管内一般又はその 揮命令で公表を要するもの 部に一 定

Ŧī.

の事項を公示するもの

内訓甲 庁中、所属官公署又はその長に対する指 揮命令で公表を要しないも

鳥取県知事

遠

茂

六

が、じ

思

八七

+

九

日	Ł	:曜F	1 ,	鳥	取	県	公	報	(号)	<b> </b>  )	第37-
(公文の記名)	記号を冠し、文	四往復文は、鳥	号に県名を冠し	十六年十月鳥取	三達及び指令は	令達原簿に記載	二内訓甲及び内	区分により番号	一条例、規則、	ものとする。	なければならない

第三条 告示及び訓令は、 を付け、 ただし、 令達原簿に記載すること。 公告には番号を付け 県名を冠し、 その な

(県訓令甲第十九号) の規定による記 訓乙は、その区分により番号を付け、 すること。 鳥取県文書事務処理規程 (昭和二

1

書件名簿の番号によること。 取県文書事務処理規程の規定による 文書件名簿の番号によること。

第四条 達及び指令は、 条例、規則、 公文の記名は、 告示、訓令、 知事名を用いること。 次のとおりとする。 公告、内訓甲、

内訓乙

往復文は知事名又は出納長名を用いること。 軽易なものについては、 その他の記名を用 ただ いる

3

公文には次の各号によつて記号及び番号を付け 5

略することができる。 ح کی 公文のあて名及び記名は、 官職を記入し、 氏名を省

 $\mathbf{2}$ 

第五条

(公文の書式) 公文の書式は、 鳥取県公文書式(別表)による。

鳥取県公文規程(昭和二十六年十 この規程は、 昭和三十二年六月一 日から施行する。 一月鳥取県訓令甲

第二十二号)は、

廃止する。

**\*** 

The hast

(公文の記号及び番号) 証明書

その他

もの

報

吿

ある事実についてその経過を上級行

政庁又は他の機関に対して通報する

回

答

依頼、協議等に対し回答する

**も**の 照会、 照

会

行政機関又は住民に対しある事項に

定の相手に知らせるもの

ついて問い合せるもの

通

知

ある一定の事実、処分又は意思を特

事項について意見を求めるも

諮

問

一定の機関に対し法令上定められた

副

申

申請、 も の

願等を進達する場合に参考意

見を添えて具申するも

賞状·表彰状·

感謝状

=

進

達

願等を上級行政庁に

取り

継ぐ

ハ

内訓乙 往復文 指 逹 通 申 依命通達 令 は許可、 請 達 定の個人又は団体からの申請、願等に所属官公署、所属官公吏、市町村長、 定の事項を命令し、禁止し、停止し、又法令に基き特定の個人又は団体に対し特 解の長に対して予算の令達をするもの りするもの し指示又は命令するもの 官庁に対し許可、認可、 等一定の行爲を求めるもの 助機関が自己の名で発するもの 知事から命令を受けた特定事項を補 行為を命ずるもの 行政運用の方針等を指示し、 職務運営上の細目、法令の解釈又は 認可等の行政処分を取り消した 所属官公署又はその長に対し 承認、 願等に対 一定の 補助 + Ħ IJ チ ヌ 朩

新しく制定する場合

条のみからなる場合

章・節・款に区分してある場合

4

别

表

鳥取県公文書式

1

一般的な改正の場合

全部を改正する場合 一部を改正する場合

単行文の場合

四

廃止する場合

一般的な廃止の場合

二以上の条例を一括して改正する場合

囯 (=)

字句を追加する場合

章・節・款を追加する場合

Ŧī.

部改正の文例

条文を改正する場合

条を改正する場合

二以上の条例を一括して廃止する場合

条文を削除する場合

条を削除する場合

項又は号を削除する場合 ただし書を削除する場合

(=)

項を改正する場合

(三)

昭和32年6月1日

第二 第三

示

規程制定の場合

新しく告示する場合 一定事項の告示の場合

六 (五)

見出しを改正する場合

別表叉は別記様式を改正する場合

施行期日に関する規定

既存規定の廃止に関する規定

経過規定

既存規定の改正に関する規定

則

附則の文例

字句を削除する場合

章・節・款を削除する場合

Ξ

告示の一部を改正する場合

告示の全部を改正する場合

題名等を改正する場合

目次を改正する場合 題名を改正する場合

四

告示を廃止する場合

規程の一部を改正する場合

一定事項の告示の一部を改正する場合

第四

令 吿

二以上の規程を廃止する場合 単一の規程を廃止する場合

第六 第五

訓 乙甲

達 指 令

許可・ 認可・承認する場合

許可・認可・承認しない場合 補助金を交付する場合

第八 第七 第九

附款を付ける場合

条文を追加する場合 章・節・款を改正する場合 字句を改正する場合 号を改正する場合 条を追加する場合 ただし書を改正する場合

(3) **(2)** 既存の条の最後に追加する場合 既存の条間に追加する場合

既存の章・節の最初に追加する場合 既存の章・節の最後に追加する場合

項または号を追加する場合

ただし書を追加する場合

土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 昭和32年6月1日

する。 昭和……年……月……日 鳥城県知事 第① ): ②一 : 条 (1) 鳥取県条例第……号 第三条: 第四条 (a) (a) (b) (b) 2 条のみからなる場合 .....条例 : ⑤ ..... (昭和……年法律第……号。以下「法」四 ・」とは: 氏 ……条例をここに公布 名 …をい Ö (f) (口) による。 後続の条文の見出しは省略する。 条文中に他の鳥取県公文を引用する場合には、 るときのみ、その題名の下に法令番号を括 孤 書 する 条文中に他の法令を引用する場合には最初に引用す 連続する二以上の条文の見出しが共通の場合には、

次の例

②は第二字目、以下同じ。 〇内の数字は、 初字の位置を示す。 ①は第一字目、

1

\$ 3.1

9 昭和32年6	月1日 土曜日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以 朱 公 報	(5)1) 900 6
第1条	(	第二款(第条)	第一第一章	6 第
			は「 」で結ぶ。   位の下に括孤書する。括孤内の条が三箇条以上の場合	

昭	和32年6	月1日	土曜日	鳥	取	果(	公 辛	X (3	<b>步外</b> 。	/ 20	·		0
鳥取県知事氏名	昭和年月日	2 章・節・款に区分してある場合		第一号樣式	2	1① ③ 附則	第六条		리 イ( ::::(i	33 :::55		·2	3 (以下「」という。)
						つける。	17 略称し、又は定義を下す場合には、用語に「 」を	つらて)	昭和年月鳥取県訓令第号(に	(2) その他のとき	号)	条例(昭和年月鳥取県条例第	(1) 条例、規則及び規程のとき

.11	昭和3	2年6月	1日	土曜	日鳥	取	県	公	報	(号外)	第37	号
	附則	第…条	第一条	の全部を改正する。	②条例(昭和年…月鳥取県条例第号)	鳥取県条例第号	鳥取県知事 氏 名	昭和年…月日		二 全部を改正する場合	0	附則
			,	(ロ)以下制定の場合の例による。					f 題名は新しい条例名とする。			

ģ	昭和32年6月1日	土曜日 鳥 申	以 県 公 報 ( <b>号</b> 外)	第37号 10
şe X	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 単行文の場合	第一条 第二章 第二章	第···条 ·································
( <b>v !</b>				

昭和32年6月1日 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 14 廃①止する。 鳥取県条例第…号 四 2 ......条例を廃止する条例をここに公布する。 1 昭和……年…月……日 廃止する場合 附 一般的な廃止の場合 ·条例(昭和……年…月鳥取県条例第……号)は、 則 ……条例を廃止する条例 鳥取県知事 氏 名

ent 17 1

🦫 «

17	昭利	口32年6月1日	土曜日	鳥	取	県 2	\$	報(号外	) 第	37-€	<u>,</u>
第…章 第…章 (節・款)を次のように改める。	大 章 · 節	める。	第…系、第…系及が第…系中「一を「 「」を「」に改める。 中	田 字句を改正する場合	ただし、。	うに改める。 第条(第項)(第号)ただし書を次のよ	四 ただし書を改正する場合	る。 三②。。 '	条	三 号を改正する場合	2 ①
により改正文の冒頭に書く。	回条例全般に共通の語句を改正する場合には、この例	闭 同一字句の改正が続く場合には、まとめて書く。									

昭和32年6月1日	土曜日 鳥	取 県 2	公	<b>舟87</b> 号 10
条第二項 (A) 項を (A) 項を	第…条。 第・条。 第・条カら第…条まてを抄のように改める	第四条。 第四条。 第三条。	報 第三条及び第四条を次のように改める。 第三条及び第四条を次のように改める。 (	第…条を次のように改める。     日 条を改正する場合    日 条文を改正する場合    工 一部改正の文例
	(中) 通常する三条以上の余文を専用する場合		知 連続する二条の条文を改正する場合	部改正の文例につき同じ。 正する場合には、初字を一字ずつ繰り下げる。以下一正する場合には、初字を一字ずつ繰り下げる。以下一

2

条文を追加する場合

(-)

条を追加する場合

**(1**)

既存の条間に追加する場合

第…条

÷

第四条を第六条とし、第…条の三 …………

以下順次二条ずつ繰り下げ、

:..

第…条の二

第…条の次に次の二条を加える。(イ)

三条の次に次の二条を加える。

第五条 条四条

章

(第:節)

中第…条の次に次の一条を

加え

既存の章・節の最後に追加する場合

第…条の二

第:条

第

条の次に次の一条を加える。

既存の条の最後に追加する場合

第

条

(第…項)

(第…号)に次のただし

書を加え

囯

ただし書を追加する場合

第…条(第…項) を加える。 「……」を加える。 (五)

章の次に次の一章を加える。 節・款を追加する場合

る。 ただし、

条 (第…項)

字句を追加する場合

(第…号) (ただし書)

中

(1)

追加する字句が条(項・号)

の冒頭になる場合

(第一号) 中「……」の上に「……

(二) 項又は号を追加する場合

条を追加する場合の例による。

章 (4)(第・節) 中第…条の前 既存の章・

節の最初に追加する場合 に次の

一条を 加 え

0 (1) 「第…条」は前章 (節)

項の繰下げを行

な  $\lor$ 

15

既存の項の中途に追加する場合は、 「第…項の二」とする方法は用い

の最終の条番号とする。

M. .

既存の条番号を繰り下げて追加する場合

(口)

既存の条番号を繰り下げないで追加する場合

(A)

21 昭和	32年6月1日	土曜日	日 鳥 .	取 県	公 報	(号外)	第87号
つ繰り上げる。目次中第・章を削り、第…章を第:章とし、以下一章すめる。	目次中「第:章…(第:条)」を「第…章 削除」に改第…章の二…(第…条)	第…条—第…条)」に改める。 目次中「第:章…(第:条—第…条)」を「第…章…(	1 目次を改正する場合条例	田 超名を改正する場合	4 題名等を改正する場合	第…条から第:条まで削除第…章 削除	第:章を次のように改める。 田 章・節・款を削除する場合

<b>,</b>		
		」を削る。
		第…条(第・項)(第…号)(ただし書)中「
		四 字句を削除する場合
	, ,	第…条(第…項)(第…号)ただし書を削る。
		戸 ただし書を削除する場合
		条を削除する場合の例による。
○ 項を削除する場合には、繰上げ方式による。		ロ 項又は号を削除する場合
		つ繰り上げる。
	次一条ず	第三条を削り、第四条を第三条とし、以下順次一条す
		第…条を削る。
		第:条 削除
A 条名を残す例である。		第…条を次のように改める。
		H 条を削除する場合
		3 条文を削除する場合
		第…条の二。
		()
	and a spill out of the spill of	第…章の二。
	_	

昭和32年6月1日 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第7月() 第① .....号) 第……号) の規定は、昭和……年…月……日から施行する。 この条例は、公布の日から施行し、昭和……年…月四との条例は、昭和……年…月……日から施行する。(1) ::日から適用する。 との条例は、公布の日から施行し、 この条例は、公布の日から施行する。<br />
ただし、 六 ……から適用する。 ……条例(昭和……年…月鳥取県条例第……号) 附則の文例 既存規定の廢止に関する規定 施行期日に関する規定 ----条例 条例(昭和… (昭和……年…月鳥 取 :年…月鳥 取 県 昭和……年度分の 昭和……年…月… 県 第:条 条 条例 (1) (P) (A) 0 二以上の条例を廃止する場合 将来の特定期日から施行する場合 条例の効力に、 附則の記載の順次は、 そ及効をもたせる場合 1 234の順序とする。

 昭和	32年	6月1日	3	土曜	日	鳥	取	県	公	報	<b>(号</b> 9	<b>ŀ</b> )	第37-	<b>랑</b>	22
別表第…号 削除	別表第…号(第一号様式)を次のように改める。			別表第:号の二	別表第…号(第…号様式)の次に次の別表を加える。	」を「」に改める。	別表第…号(第…号様式)の項の欄中「		別表第 号(第 号様式)	別表第:号(第:号様式)を次のように改める。	四 別表又は別記様式を改正する場合	()	第…条に次の見出しを付ける。	第…条の見出しを「 () 」に改める。	三 見出しを改正する場合
							<ul><li>闭 項は縦の区分、欄は横の区分を示す。</li></ul>								

Tr. W.

第一条

鳥取県規則第…

亨

規 則 鳥取県知事

氏

名

日	鳥	取	県	公	報(	号外.	) 第	37号	. 2	4	
昭和年…月日	規則をことに公布する。	第二 規 則		(イ) の一部を次のように改正する。	条例(昭和年…月鳥取県条例第号)	4 旣存規定の改正に関する規定	この条例施行前には、なお、従前の例による。	りとみなす。	この条例施行の際、現には、この条例によ	3 経過規定	

(I)

以下一部改正の文例による。

以下すべて条例の例による。

**(1)** 

189

00902 鳥 取 県 公 報(号外)第37号 昭和32年6月1日 土曜日 第一三 第二条 第一条 鳥取県告示第……号 息取県告示第·····号 ……規程を次のように定める。 1 一定事項の告示の場合新しく告示する場合 昭和……年…月……日 ......条例(昭和.....年...月鳥取県条例第.....号) 規程制定の場合 鳥取県知事 氏

(f)

公示の日から施行する場合にあつてもこの形式によ

る。

 $\circ$ 

規程には公布文を付けない。

名

の例による。

25

この規程は、

昭和……年…月……日から施行(適用)する。

既存の規程の廃止に関する規定、経過規定等は条例

0

 $\bigcirc$ 

告示の文字の配列は、

条例の例による。

1.4

=

告示の全部を改正する場合

に告示し、旧告示は新告示をもつて廃止する。 一定事項の告示の全部改正の必要ある場合は、

新た

部を次のように改正する。 鳥取県告示第……号 ………規程(昭和……年…月鳥取県告示第……号)の全

昭和……年…月……日

鳥取県知事

氏

名

程

**(1)** 

簡単な題名を付ける。

の一部を次のように改正し、 鳥取県告示第……号 Ξ (適用) する。 昭和……年…月鳥取県告示第……号(………について) 昭和……年…月……日 告示の一部を改正する場合 一定事項の告示の一部を改正する場合 鳥取県知事 昭和……年…月……日から施行 氏 名

.

土曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第37号 部を次のように改正する。 鳥取県告示第……号 2 昭和……年…月……日 附 規程の 則 鳥取県知事 部を改正する場合 月鳥取県告示第… 氏 :: 号)

名

Ø

.....号) は

0

部改正の場合は題名を付けない。

1

00904

告示を廃止する場合 単一の規程を廃止する場合

1

四

鳥取県告示第……号

昭和•••··年··月·····日

昭和32年6月1日

鳥取県知事

昭和……年…月……日限り廃止する。

氏

27

名

# 1

よる。
(=)
(N)
5 - 4 - M - M - M - M - M - M - M - M - M

第七

内

訓

Z

許可。

認可・

承認する場合

0

第九

指

令

**%** 

\*

鳥取県指令……第……号

土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号

昭和・・・・・年・・・月・・・・・日付で申請の・・

....を(は)

法……条の規定により)

許可(認可、

承認)

す

る。

昭和…

·年…月……日

	昭和年…月	別紙のとおり令達する。	昭和年度一般会計	内訓乙第号
Ī	日		計	

(特別会計)

歳出(歳入)予算を

: (A)

第八 達

1 鳥取県達第……号 する。 2 昭③ 和 :: 取り消す。 することを命ずる。

へ中止を命ずる。

禁止

名称及び代表者の氏名 、法人格を持たない団体にあつては、こ 法人にあつては、その所在地及び名記

その所在地、

する。

マの代表者の氏名。この場合住所(正一令達を受ける者が多数の場合は、活

(所在地) も記載と、連署するか又は

囯

**∶**(₹)

(1)

令達先をしるす。。

その記載要領は次による。

--年---月-----日 鳥取県知事

氏

名

《し、印影の下部が二字めでとまるようにする。 紹字は、日付の初字より下位とし、公印を押す余白配字は下部を一字あけて記載する。

氏

鳥取県知事

名

(A)

令達先をしるす。

C確に記載する。理由を、法令に基かないものは、その処分の理由を明かは、法令に基かないものは、その処分の理由を明め、法令に基くものは根拠法令及び処分の

0 による。 法令等に特別の書式が定められてあるときは、

それ

理由を、法令に基かないも 令達文には、法令に基くものは根拠法令及び処分の のは、 その処分の理由を明

確に記載する。

0 配字及び令達先の記載は、 達の例による。

(1) 受の字を記載する。

主管課の記号を記載する。

昭和三十一年六月鳥取県内訓甲第三号に定めた整理番 標準処理期限の定めのある許可、 認可等の場合は、

号を記載する。

許可・ 認可・ 承認 しない場合

昭和32年6月1日

鳥取県指令… 第

名

氏

鳥取県知事

đ<sub>a</sub>

左記事項に違反した場合は、その許可を取り消す ことがあ だし、その期間は、昭和……年…月……日までとする。) 鳥取県指令……第……号 兀 (ただし、次の事項を守らなければならない。) 昭和……年…月……日付で申請の… 昭和… 附款を付ける場合 記 ...年...月.....日 鳥取県知事 氏 してはならない。 は、 (ただし、 以 名 上 £

_						My TPC	<i>/</i> /\		in ( )	^, /	/ -			-
	鳥取県知事	昭和年…月日	として円を交付する。	昭和年…月日付で申請の	鳥取県指令第号	三補助金交付の場合		<b>1</b>	一① 記	鳥取県知事氏	昭和年…月日	ν, °	り (の理由により) 許可 (認可、	昭和年…月日で申請のは、
	名			は、	. 41.		以 上	4		名			承認)できな	次の理由によ
		The second second									-			

79.

34

: <sub>②</sub>

行をあらため、

\_

との書式によ

進達、

副 申 諮

土曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第37号

1

第一〇 往復一 往復文書の文例 …(f) 照(g) 和 一号 2 .....第.....号 2 **(4)** 昭和……年… 通 依命通達 .....について (依命通達) 達復 殿 文 鳥取県知事 ·月.... について (通) 氏 職 氏 名 名 (口) 0 行めからは書出しと同じ高さにする。 括孤書きする。 問、通知、 らないことができる。 受(発)の字を記載する。 標題には、 標題の長いものは、適当に切り、 発信者の配字は達の例による。 主管課の記号を記載する。 特別な書式を要するものについては、 照会、 通達、依命通達、 回答等文書の性質を表わすことばを 申請、

昭和32年6月1日 35土曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第37号 ました。 関係書類を添えてお願いします。 四 ……受けたいので、許可をお願いします。 .....第......号 Ξ 第……号 昭和……年 昭和……年… くださるようお願いします。 進 申 .....でありますから、 ......申請について(進達) ......について (申請) .....ついて (は)、.... 殿 達 殿 請 月……日 月 日日 …から別紙のとおり申請があり 職 職 氏 氏 (受けたいので、 して 名 名 0 軽易な進達文書は、 進達印を押して進達してもよい。

Ŧī.

副

申

.....第.....号

昭和……年…月…

日

0 副申書を作成する。 副申する事項が多いときは、

か条書きにするか別に

りました。 認めます。(必要であります。)
これは、………の理由(事情)により… 六 くお願いします。)(これは別紙副申書のとおり必要でありますので、よろし .....により諮問します。 昭和……年…月……日 ......申請について(副申) .....から別紙のとおり 殿 諮 問 ....のため、 問 職 : (~) 職 氏 氏 から、 ……申請があ 名 名 W 0 る。

諮問を受ける相手方をしるす。配字は達の 例に 諮問文には、根拠法令を記載する。

ょ

1

00914 土曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第37号 昭和32年6月1日 は、次のとおり許可(認可)されました。 七 てください。 …第……号 おつて、別紙許可(認可)書を…… 昭和……年…月……日付……第……号で進達の 昭和……年…月……日 通知 (依頼、 例 殿 送付) 職 氏 に交付し 名

4

御(ど)回答ください。(御(ど)回答願います。)お手数ながら別紙様式により作成の上、月日までに	 昭和年…月日 第号 ————————————————————————————————	八照会(協議、督促)	以 上	 昭和年…月日	四例

願います。)	御(ど)送付ください。(御(ど)協力願います。)
名	職氏
	昭和年月日
	三例
	記
	に申し込んでください。
月日まで	なお、出席者の氏名を月日まで
,	_
ださい。(連絡	します。ついては、を出席させてください。
を開催	たついて夾のとおり
名	職氏
	昭和年…月日
	第 号
	二 例

昭和32年6月1日

41 昭和324	年6月1日 当	上曜日 鳥	取 県 公	報 (号外) 第	月87号 ————
(別紙)のとおりがありました。			昭和年…月日付…第号で筋らます。		二 例
		○ 特別に書式が定められてあるときは、それによる。			

0 る場合は、 報告書が定例的なもので、 特に報告する旨の通知文を付ける必要はな

表やか条書きとなつてい

第十 何② \_\_ (記載例省略) 昭和……年…月……日 報::::::報 賞状·表彰状· 等 そ 賞 例 Ø 殿 鳥取県知事 狀 告 感謝状 書 氏 氏 分 職 …において頭書の成 氏 名 名 名 (P) (I) 0 0

を用いる。 賞状は「である」体を、 表彰状を受ける相手方及び発信者の配字は、 文

表彰状・感謝状は「ます」体

達の例

による。 句とう点は用いない。

文のくぎりがあつても、 行を改めて書かない。

土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 昭和32年6月1日 あなた(貴下・貴殿)は………し ………に……にはまこ されましたその…………は…… す とに多大でありますよつて記念品を贈り感謝の意 を 表 し ま つて……表彰します あなた(貴下・貴殿)は………し……のため……… 昭和•••··年 月…••日 昭和……年…月……日 表 感 鳥取県知事 鳥取県知事 謝 彰 狀 狀 ……ありました(します) 氏 氏 氏 氏 名 名 殿 殿り 名 名 ょ (M)

> 表彰状・感謝状には、 敬称「殿」 「君」等を付ける。

00920

上
---

第号 合 格 証 書 年 月 日生 本籍地
氏 年 月 日生 一 日生 一 日生 一 日 日生 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日